

平成24年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成24年8月6日（月）

午後4時00分

中央図書館2階 講堂

副館長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、図書館協議会臨時会を始めさせていただきます。本日は10名の委員のうち6名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しています事を、ご報告させていただきます。会議に先立ち、館長よりご挨拶をさせていただきます。

館長 お忙しいところ、度々ありがとうございます。時間もございませんので、すぐ会議に入らせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

副館長 それでは、早速会議を進めさせていただきます。会長の進行で、よろしく願いいたします。

議長 遅れてくる方もいらっしゃいますが、進めさせていただきます。期間的にも迫っているかと思っておりますので、精力的に進めたいと思っておりますが、目処としては、18時位までにと考えておりますので、よろしく願いいたします。それと、先に、前回の終わりのほうで、図書館のほうにお願いした部分等になるかと思っておりますが、資料等が出されておりますので、その部分の説明をしていただいから、前回の続きで進めさせていただきたいと思っております。それでは、図書館の方からお願いいたします。

館長 はい。それでは前回の会議の席上で、お話がありました点について、若干触れさせていただきます。まず、委員から7月1日付でご質問をいただきました。当初、お話だけで説明をしておりました、大変失礼をさせていただきましたけれども、その内容について文書に記載をした回答を、皆様のお手元にお配りしております。どうぞよろしく願いします。なお、大変資料が遅くなったことを、申し訳なく思っております。次に、行革プランの工程表に記載のあった効果額のお話でございます。皆様のお手元に、行革プランの工程表を印刷したものがございます。公共施設の効率的な活用ということで（2）公共施設の方向性④中央図書館というものでございます。従来から委員をお願いしていた皆さんには、すでに渡っているかと思っておりますが、この資料は行政改革推進室のホームページで、掲載になっているものを印刷してまいりました。先般

の質問の中で、この工程表の下のほうに平成22年度からの工程が載せてあります。右端に効果額合計1,803万円という記載がございます。図書館のほうで掲載をしておりましたのは、26年度の下の方に1,803万円と掲載しているのですが、合計額として1,803万円。これを削除しているということで、ご質問がございました。この件に関しましては、大変申し訳なく思いますが、私がしっかりした調査もせず軽率に答え、皆様に大変ご迷惑をかけてしまい、不適切な事務処理も重なったということで、お詫び申し上げますとともに、総務部にはそのような不適切な事務処理があったことを報告しております。1,803万円根拠につきましては、計画時点での考え方として、人件費による効果額の算定をしておりました。当時、正規職員、嘱託職員、再任用職員といった職員をすべて含め23名の職員がおり、12,153万円の人件費が掛かっておりました。それに対して、その段階での積算は、同じ人数の23名×年間人件費450万円という考え方をした結果、10,350万円の年間所要額が出ます。従いまして、その差額として1,803万円というものが計算されていたということでございます。450万円につきましては、市のほかの施設でもそうなのですが、人件費を積算する場合に基準があります。そういった管理的事務、事務補助的業務というような様々な階層、年齢階層によって人件費が積算されます。給与総額として約390万円。それに対して、法定福利費が60万円というような積算がされておりました。従いまして、450万円という人件費で計算した結果、効果額が1,803万円ということで積算しておりました。しっかりともしっかりと調べ、きっちりと説明をしなければならないところを、市民の皆様並びに、委員の皆さん、行革審の皆さんには大変信頼を損ねる結果をなってしまったことに深くお詫び申し上げます。次に、蔵書に関する基準、要綱、6月の会議でも触れさせていただいた除籍等々の状況について、再度詳しく記載したものをお配りさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。この点については、ご質問の中で出てくるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議長 新たに出された資料は、質問並びに質問趣意書（回答）、公共施設の方向性、収集の要綱、除籍の基準、除籍の内訳。これらが資料として、新たに加わりましたが、時間が限られているためそれらの資料に目を通しつつとなりますが、前回と同じように、まずは前回2ページくらいで中断してしまった質疑内容についての、更なる質問について進めさせていただいて、さらにもう一度、それぞれの方から出された質問書に基づきながら、各自の出された質問で落ちている部分について、さらに確認をしておきたい方はいらっしゃいますでしょうか……。また後からでも、気付いたところがあれば、お願いたします。それでは、資料の3ページから自主事業についてですが、3ページ、4ページ。このあたりについて、何か質問はありますでしょうか。

委員 資料3ページ一番下の読書推進活動について、行政として読書活動の推進に

向けたビジョンのもと、各部局をはじめ、学校の教育現場など、図書館が中心となって様々な部局との連携が必要な部分について、直営では難しいとお考えでしょうか。指定管理者を導入した場合の、メリットを具体的にお聞かせくださいと書きましたが、全市的な読書推進活動の推進、施策は市教委が関係団体や、機関との連携の基点になることが望ましいものと考えますとあり、私もそのように思いますが、図書館運営の現場を担い、あわせて諸活動の拡充を図ることは、現在の体制では困難ですともあります。この困難な理由について、具体的にお聞かせ願いたいことが一点。さらに、市教委に置く図書館業務担当組織が、施策の実践に向けて中央図書館、学校、ボランティア団体等をつなぎ、連携して取り組むことが最善と考えますとのことですが、現在の連携にひとつクッションとして、指定管理者が入ることについてのメリットを、お聞かせ願いたいということがもう一点です。

館長 現在の体制が、図書館館内における業務を遂行するという状況の中で、施策にまで手を伸ばすことが難しい。読書推進計画等もありますが、この辺は協議会の中でご指摘があったとおり、具体的な取り組みが、図書館としてもう一步必要だと考えております。図書館行政の現場でのやり取りが、現在は主な主務となっておりまして、今後市教委の中に、例えば読書推進担当主幹なり組織なりができたときには、そういった施策と、実務とを結びつける有効的な動きができるであろうと考えております。そういったことから、中央図書館の運営についても係わりながら、教育委員会内部の組織として、教育行政の施策とのつながりを持ちながら進めていくことが、現在よりも有効ではないかと考えております。

委員 例えば、現在だと各学校に図書室がありますが、なかなか整備が進まず、まだまだ古い図書も多く、特に学習で活用するには、学校図書館は資料が足りないということもあります。今までにNDC（日本十進分類法）の使い方。図書館を利用した学習をするということで、図書館から司書を派遣していただき、実際に学校で足りない資料を中央図書館から持って来ていただいて、各学校で学習することも出来るようになってきてるんですけども、いっぺんにやるには、司書と、運営も大変なので、少しずつやっっていこうということで、何年も前から始まっています。その流れで「ブックちゃん」というすばらしいものができ、学校との連携もうまくいくようになってきていますが、これが指定管理者となった場合、各学校はまず市教委に連絡を入れ、市教委から指定管理者に連絡をする流れになるのか、具体的な現場との絡みで、教えていただければありがたいのですが。

館長 そのことについては、中央図書館の司書が行くのが良いのか、教育委員会の職員が行くのが良いのかは、今後、詰めなければならぬ部分だと思っております。学校図書整備に関しましては、23の小学校に対する整備計画について

は、学校分野ですので、はっきりしたことは申し上げられませんが、その辺りは、読書推進活動を担う組織が、ある程度仕切ることが必要ではないかと考えております。従って、本と人が一緒に動くということも、一つの方法なのだろうと思っています。この点は、学校現場の先生方のご意見を聞かなければならないため、今後詰めていきたいと考えております。最も理想的なのは、例えば、市教委に何人か司書がいて、その司書が専属で中央図書館の資料を利用し、図書館職員と連携を取りながら、学校を回るという方法が、より現状よりも良い方法であろうと考えておりますが、それが出来るか出来ないかは、これからの協議になりますので、そこまでは申し上げられませんが、色々な方法は考えられると思いますし、皆様のご意見もいただきたいと考えております。

委員 このような仕組みができれば素晴らしいことだと思いますが、恵庭市などは各学校に司書が派遣されるシステムになっていますが、新たに専属の司書が学校を回ることになれば、新たな人件費がプラスされることになるのでしょうか。

館長 それをどこの施策と位置付けるのかは、教育委員会内部の話となりますから、その具体化はこの場では申し上げられませんが、考え方の一つとしては持っております。

委員 そのようなことも十分検討されているということですか。

館長 当然入っております。ただ、今おっしゃったような人件費等々、色々な経費があります。それと、学校図書館整備という計画もありますので、それは一体的に考える必要があるのだろうと考えております。

委員 今の問題ですが、指定管理者制度による館長は、学校に立ち入ることが禁止されていることをご存知ですか……。

館長 今私が説明したことは、教育委員会が司書を置くかどうかということを含めてお話しましたが、どこの司書がどのように行くかということは、今申し上げられませんが、そのようなことも一つ視野に入れております。今委員さんから指定管理者が学校に入ることが出来ないという根拠が、今はそこまで調べておりませんでした。が、実際問題、制度を導入している街もありますから……。

委員 それは違法行為です。ですから方法としては、館長が説明で触れたように、市教委の司書が、学校の読書活動を指導すること以外は出来ないんです。さらに申し上げますと、指定管理者制度による館長の権限は、非常に制限されております。例えば指定管理者の館長は、市議会には出席することはできません。これと同じように各学校に対して、指導や読書推進活動を行ったりすることは、

出来ないことになっております。そのところをはっきりさせないで、ここで曖昧に市教委が担当するとは発言は、しないほうが良いのではないのでしょうか。

館長 申し訳ございません。もう少し確認いたします。

議長 資料3、4ページについて他に質問はありませんか。では、職員についての5、6ページの部分になりますがよろしいのでしょうか…。なければ、7、8ページの部分では何かございますか……。

委員 6ページの一番上のお答え回答の真ん中辺りに、行政の弱点であった民間で実施する様々な研修への参加も可能と考えますとありますが、これは指定管理者の自主的な運営の部分になるのでしょうか。また、実際にどれくらい市教委から研修に対する指定はされるのでしょうか。

館長 そういった部分については、指定はしていきたいと考えております。

委員 今回の行政の弱点とは、どういうところなんのでしょうか。研修がうまく出来ていないということでしょうか。

館長 研修が出来ないということもそうですが、経費の問題等々もありますので、限られた研修のみの参加になっております。もう一步踏み込んで、別の研修に参加したくてもなかなか行けない状況で、限られた道立図書館や地方の研修会のみ予算付けがされているため、記載させていただいております。

委員 つまり、運営上、人が不足しているのではなく、経費の部分で行けないということでしょうか。

館長 行けないということより、難しい状況にあるということですか。

委員 指定管理者となった場合、指定管理者の予算で出来るということでしょうか。

館長 はい。

委員 企業というのは、利益を生むことを第一に考え、事業を引き受けるはずで、利益を生まないような、研修を行わせようという考え方は甘いと思う。なぜそのような判断をするんですか。指定管理者制度は、慈善事業ではない。利益を得るために、設けられた制度なんです。その制度が、利益のない研修会に職員を派遣することなどありえない。ただし、仕様書を市教委と指定管理者の間で取り交わし、そのなかで謳っていれば別であるが、謳っていなければ空手形に過ぎないんです。図書館は、今後何十年も運営されていくものであるため、こ

ここで間違った方向に進めば、取り返しのつかないことになりえる。このようなことをきちんと把握した上で、委員の質問に答えたほうがいいと思います。

館長 当然、今おっしゃったご意見は分かります。今、苫小牧市の職員として、旅費規定の中で、出張命令等の基準が定められており、札幌に行く場合等は、民間企業では、聞くところによると車で何人か一緒に行く場合があるかと思いません。当然、研修旅費の経費についても、必要な部分の算出は行います。そういったことの中で、公務員あるいは市職員として、一定の基準の中で出張する場合と、民間で出張、研修する場合での範囲は違うと思います。そういったことから申し上げました。

委員 それは仕様書を作った場合、教育委員会と指定管理者で、合意しなければ出来ないことなんです。これだけの予算でやってくださいと指定管理者に示して、管理者が引き受けられませんということになれば、いくら館長がおっしゃられても出来ないことなんです。それを今ここで、安易に約束してよろしいものなのでしょうか。

館長 もう一度お話ししますが、当然、業務仕様とか要求水準の中に、そういったことがどこまで記載するかという部分があります。今いただいたご意見も参考にしながら積算を行い、こういう基準経費を示します。それを見た中で、手を挙げてくるという前提がありますから、当然この経費では出来ないということになれば、手を挙げてこないことになりますから、おっしゃることは分かりますが、そういう要素を含めて基準管理費を積算するということになりますので、仕様書には示されるということで、ご理解いただければと思います。これは合意するかということではなく、あくまでも、我々が示した内容で出来るかどうかという判断の上で、参加してくる訳ですから、もしそれでどこも参加してこないというのであれば、制度導入について難しい部分があるのだらうと思います。

委員 その結果、安いということで、競争でどんどん安くしていくことになれば、全国でいくつもあるのですが、職員の働く意欲に係わってくる。つまり、少ない給与のため、限られたことしか行わないというようなことに、つながっていく恐れがある。最初の1、2年のうちはいいでしょうが、4、5年後に果たして、意欲が持続されているかどうかは難しい。ですから、指定管理者の職員はどんどん辞めて交代している。そのようなことを頭に入れずに、ただ安ければいいという問題だけでなく、地方自治体が自らワーキングプアを生み出していくことになるんです。そういったことを地方自治体としてやってはいけないんです。安かろうと進んで行ってよいものかときちんと考えなければならない。今私が指摘していることは、おそらく社会教育委員会、行政改革審議会、市議会などでも、同じ質問が繰り返されていくと思います。むしろ、私よりそちら

の専門家の方々からの質問のほうが、はるかに難しいと思います。これはあくまで意見ですので聞いていただければと思いますが、いずれにしても、後に引く問題だと思います。

議 長 私、プールの関係の協議委員もやっているんですが、図書館に限らず色々出ていますね。今、そういう危惧される事があったという事で、それに対する返答もあったという事で、収めておきたいと思います。他に何かありませんか。

委 員 今回の同じ部分ですが、委員は行政の弱点云々ですが、私の質問の継続的運営に必要な研修及び知識と経験の蓄積は、年限の限られる指定管理者の導入によって、どのように可能となるのかという疑義について、知識と経験を有する職員配置を求めていきますというお答えなんですね。しかし、指定管理というのは、数年間、知識と経験を有する職員配置が実現されても、継続するという保証は、無い訳ですよ。苫小牧で知識と経験を得た有能な職員が、継続してそこに居てくれる可能性はない。むしろ年限を打ち切られれば、外に出てしまう。つまり、苫小牧の財産の流出に繋がるんじゃないか。経験というのは、ずっとそこで研修を積むから、育っていくんであって、入れ替わりをしていく上では、蓄積にはならないと思うんですよ。そこら辺が、お答えとしては不十分だと思うんです。一体どうやって知識と経験を有する職員配置を求めるという事で、担保できるんでしょうか。先ほどのお話の流れだと、仕様書の中に書くというんですが、図書館の勤務経験何年以上が何人という形で、担保されるんでしょうか。

館 長 職員によっては、そういう要求をしていきたいと思っています。それから、蓄積という部分で、委員おっしゃっていることも理解しています。専門集団として、全員が抜けていくということは、多分、指定管理者自身もありえないと思いますが、確かに保証はされていません。ただ、長い目で継続するという事になれば、指定管理者を請け負う事業所としても、努力はしていくと思いますし、仮にそれが、交代をするということになれば、現状の運営よりも更にサービスが上回るという事が、前提になりますので、そういったことを考え合わせたときには、可能なんだろうと思っています。

委 員 そこで、そのサービスが上回るという評価は、誰が行われるんでしょう。

館 長 教育委員会でやっていきます。

委 員 その点については、前回もお話しましたが、教育委員会が今後、そういう仕組みを持てるんでしょうか。前回の繰り返しになりますが、仮に、指定管理者になって、全体を良く分かっている館長が、教育委員会に残る事は可能ですよ。しかし、館長がお辞めになったらどうなりますか。そういう評価を出来る人が、

他に居ますか。そういうことを、育てる教育委員会にならないと無理なんです。そうすると、指定管理者導入は、図書館の問題ではなく、教育委員会全体が、図書館をどう統括、管理するかという問題になって、それに対する答えは、一向に無いというより、任せっきりでおしまいじゃないですか。ノウハウの分かってらっしゃる司書を、教育委員会がキープして図書館の上に据えることは、可能ですよ。しかし、今の教育委員会がそういう発想は、お持ちじゃないでしょう。そして、今後もそういう発想は、持ち得ないと思います。つまり、館長が教育委員会をお辞めになったら、指定管理者に対する専門的な評価は、おしまいですよ。そうじゃありませんか。

議 長 いかがですか。

館 長 ご指摘の部分よく理解しますし、おっしゃるとおりかなと思っていますが、ここの部分については、他の導入済みの施設とは、違うという前提の中で、私は内部的にも、制度の有効性はきちっと捉えなければならない。制度そのものが、今後図書館だけではなく、市内全体としても、有効的に活用されなければならないと考えております。こういった部分については、総務部なりで話しておりますし、一人居なくなったから、評価が落ちるという事ではなく、色々な部分の中で関わりながら、育てていかなければならない。これは、我々の使命だと思っています。従いまして、ここに導入に至るまでの経過や考え方は、導入している以上は、引継がれていかなければならない。そういう努力をしていくとしか言えないということで、ご理解いただきたいと思います。

委 員 ご理解いただきたいしか言えないって、いつものパターンでしょ。それで、理解しろと言われても、それは理解不能です。前提条件が、人材を育成するところを考えないといけないのに、管理者導入が先にあって、努力しますとか申し伝えますで、結局その後何もしないというパターンじゃないですか。今まで例えば、検証はされておられませんけれども、聞き及ぶところでは、各コミュニティセンターの図書に係の人が代わって、ワーキングプアで困ってらっしゃるような例は聞いてますし、指定管理者が導入された職場でも、職員の交代が頻繁にあって、いやなら辞めろというパターンしか成功していないという例を考えれば、人材育成を前提とした形で、教育委員会の中で、誰が何やるのと聞けば、それは言えません。出来ませんです。結局、人材を育てる方法は、教育委員会の中に準備されないまま進んでいく。いざ導入したら、数年の間に教育委員会の中が整備されて、図書館を評価できる人材が育っていくなんてことは、今の行政からいって無理でしょ。大体、指定管理者の導入だけでも、2年間色々なごたごたがあって、それすら準備できないのに、評価をする人間を育てていくなんてことは、苦小牧のような大きな所帯では、無理だと思います。そういう見切り発車のような形が、積み重なっていったら、新しい指定管理者を選ぶ段階で、十分な評価がなされないまま、次の指定管理者を選ぶ。しかし、

その選ぶ人間誰が居るのというのと、ほとんど評価できないままになりませんか。どうでしょうか。

館長 実際に指定管理者の選定となれば、私どもが事務的には進めますけれども、部内の選考委員も出てきます。当然、教育委員会や他の施設の評価もやっております。そう言ったこととの比較だとか、図書館との違いというものも、より近くで見れると思います。ご心配の趣旨は分かるんですけども、力量的な部分も含めて、きちっとした評価は出来ると考えております。

委員 そうですか。じゃあ具体的に図書のサービスの評価というのは、どういう基準でなさるおつもりですか。

館長 そこら辺については、これから導入に向けて、具体的にきちっとしていかなければいけない。そのためにも、委員の意見を聞かなければいけないと思っています。

委員 委員が指摘されているのは、館長の言葉で言えば、市民へのサービス向上となるんでしょうけど、館長のサービスというのは、私の勝手な推測でしか言えない。というのは、館長が何もおっしゃってないからなんですけど、開館時間を延ばすとか、開館日数を延ばすとか、接客態度では、にこやかな笑顔を持ってとかその程度でしょ。しかし、図書館がサービスをするということは、法律で決められているんです。図書館法の第3条に、9項目に渡ってきちんと書かれているんです。その事をやらないで、時間を延長するとか、開館日を増やすとか、笑顔で接するとか、そういうことをいくら言っても、法律に違反しているんですよ。先ほど委員がおっしゃったように、学校の図書館活動を支援するというのは、3条の8項目に書かれているんです。これがサービスなんです。9項目には、学校と連携取りなさいと書いてあるんです。これが、サービスの中身なんです。もちろん1項から7項までにもサービスの事について、具体的に書いてあるんです。例えば一番最初には、地域の研究しているものを大事にしなさいとか、行政資料を大事にしなさいということが、書かれているんです。この事を抜きにして、笑顔で持ってお迎えします。そんなことを幾ら言っても、図書館法に違反しているんです。図書館法には、サービスの中身まで書いているんです。3条の一番上に、奉仕活動と書いているんです。奉仕活動というのは、最近の言葉で言うとサービスですよ。図書館がサービスをするというのは、そういうことなんです。その辺、館長は理解していないんじゃないか。あるいは、しているけども、していない振りをしているんじゃないか。そういうふうには思わざるを得ないんですがね。

議長 いかがですか。

館長 おっしゃることは理解していますし、そういった部分については、先ほど言いました、専門集団としてこういう制度に参加をするということは、私よりもそういったことに、長けている職員が多く就くだろう。館長については、今おっしゃった事も踏まえて、求めていきますので、私よりも経験豊富な、知識の長けた、力量ある館長が、就くということになるんだと思います。当然、奉仕の精神、図書館奉仕という事も、法令上書いてある事は、理解しています。現状の運営状態はどうなんだと問われたときには、別ですけれども、そういったことだと思えます。

議長 私も今、話を聞いていて、もしやったとしても、評価制度は絶対必要なんだろうと。それも皆さんおっしゃっているように、文化を後退させないためには、どうするという話になるんでしょうけれど、取り合えず、今のこの部分については、意見が色々あり、返答もあったということで、ちょっと先に進めさせてください。6ページ、7ページ辺りなんですけども、他の観点から質問等ございませんか。

委員 もう、何回も同じ事を繰り返してるんですけど、先ほど他の施設のお話を、館長がされたので、公共施設がどんどん指定管理になってる中で、図書館だけが全国的に進んでいないのは、文化の拠点であり、社会教育機関であり、色々なセクションや、地域との連携が必要で、中央図書館だけで出来る事ではない。そこには、委員のおっしゃった専門性の継続のあるスタッフが支えて、10年、20年、30年と長いスパンの中で、ビジョンを持っていかなければ、そういうことが出来ないんじゃないかというところが、一番最初の懸念されている問題だと思うので、そこは抑えていきたいと思えます。

議長 はい。そういうことを、心配しているということですね。皆さん、心配されているのは、そこなんでしょう。どうして、図書館が指定管理になじまないのかというところなんでしょうね。

館長 我々も長い眼で見て、図書館が10年で終わりという事ではなくて、継続して運営をしていかなければならない。その前提が公共施設であり、施設の特性を理解した上で、行政側が責任を持って維持運営をしていく。そのことは踏まえております。

議長 はい。ほかに6ページ、7ページございませんか……。それでは、8ページ、9ページの諮問の部分……。

委員 前回も伺いましたが、この指定管理者の導入においては、市の行政改革推進審議会。それから、教育委員会や社会教育委員会あたりもやるはずなんですけど、一番トップの行革審で決める答申が、8月末に出るという報道でした。そして、

行革審の方では、以前からゼロベースでやるべきだという意見が大勢であって、その方向で進んできたはずだと、ある人から聞いています。もしそうならば、この協議会の進め方が、良いのかどうか……。それは、館長の判断ではないと思います。もっと上の方なんですけど、残念な事に部長も出てきていないので、どこに聞けば良いのでしょうか。

館長 行革審の具体的な動きについては、私は申し上げられないですが、総務部の行革推進室が主務になっております。教育委員会については、学校教育部総務企画課。社会教育委員会には、スポーツ生涯学習部生涯学習推進課が主務となっています。

委員 そうすると、そういうところの動きを、この協議会から問い合わせる事は、可能ですか。

館長 協議会としては、この問題に関して意見をいただく。必要な部分について、聞かれると思っておりますけれども、聞く事というのは、行革プランの見直しということによろしいでしょうか。

委員 ゼロベースで、図書館協議会が審議すべきであるという報道が、間違いないかどうかを確認したいんですよね。もしそうであれば、我々に対する諮問のあり方自体が歪んでいるんです。あり方を聞くのではなくて、ゼロベースの導入の是非を諮問すべきですよ。

館長 ゼロベースでのという報道をされたのは、こないだ初めてだと思います。それ以前に話し合いがされているのかどうか分かりませんが、評価という点については、現れてきておりません。毎年4月に自己評価、それに対する行革審での意見ということの中では、ゼロベースというのは、今回初めてです。

委員 表に出たのはそうらしいですが、内部では、前の行革審の時に出ていまして、それが今回も導入をめぐるって云々ということで、是非、申し添えるという事だったようです。

議長 行革審は、市長の諮問機関ですよ。教育委員会の関係は、教育長の諮問機関があるということですよ。ここは、館長の諮問機関ですよ。その各階各級が同時進行で、同じような話を進めているという事ですかね。

館長 それはありません。行革審は、22年度から26年度までの行革プランの工程に、早い、遅い、内容等についてご意見をいただいているものです。それは、ここ1箇所しかありません。従って、今現在私どもは、行革審の動きがどうこうということは、別の話として準備を進めるという事には、変わりはないと判

断しております。

委員 行革審では、先ほど委員が言われたように、前回から図書館の指定管理者制度については、疑問、若しくは反対という意見が多いんです。今回もそういう立場から、何人かの委員が発言しているんです。それに対して事務局は、あくまでも指定管理者の導入云々については、図書館協議会に諮問している事で、館長が諮問する範囲内のもの、スタートだという事を、7月26日の会議の時に、事務局が答えているんです。もちろん行革審は、図書館の指定管理者制度を、議論をするところではないんです。議論するとすれば、社会教育委員会ですが、ここではまだ議論していないんです。そして、本来ならば、管轄外である図書館の指定管理者制度に、行革審が口を出しているのは、何かというと、非常に重要な問題だと、捉えているからなんです。本来なら行革審が、ゼロベースでやるべきなんて、そんなこと口を出すべき問題ではないんです。あえて発言せざるを得ない問題が、市民の中で起きているから、行革審の人がしゃしゃり出ているんです。本来は、行革プランがどれだけ進捗しているかを評価する審議会なんです。だから、指定管理者が良いとか悪いとか言うところではないんです。それをあえて、委員の何人かが、市民の間で問題になっている。自分達もゼロベースで検討しなくていいのかということ、発言されているんです。そして、根っこは館長が諮問している、図書館協議会がベースなんです。事務局も指定管理者の導入云々に関する決定は、図書館協議会に諮問して、判断する事だと言っています。後で、議事録を見てください。だから、ごまかしたり、逃げたりという事は使わないで、10年、教育委員会の図書館担当として居るという責任を持って、発言して欲しいんです。だから、社会教育委員会だって、この図書館協議会の動向をじっと見守っているんです。行革審も見守っているんです。けっして我々は、いい加減な事をやっちゃいけないんです。

委員 いまさらですが、私どもが諮問を受けた事は、導入にあたってのあり方ですよ。それについては、複数の委員から疑義が出ています。そして、我々の外側では、導入にあたっての是非を問うべきだという意見が基本的に多い。行革審も、前回の時からかなり出ていた。それは当然、内部での連絡はあったはず。部長会議とかの中で、出てるはず。それを聞きながら、導入のあり方を諮問するのは、もうこれしか導入を決め付ける方法が無いから、それで答申をお願いしようという意向があったんじゃないですかね。つまり、是非からやっていたんじゃない間に合わないから、どうやったら、導入を通してもらえるか、協議会で考えてもらおう。そこでの議論は、徹底的にやってもいいけど、是非から問われたら進まないというのが、前提にあるからじゃないですか。それに対して、先ほど委員の方から、そうじゃなくて、ここが一番最初に、是非から考えるんだというご意見だろうと思います。館長は、十分お分かりになっているながら、あり方を諮問せざるを得ないお立場なんだと思います。館長の2年間の丁寧な対応を見ていると、我々も分かります。ですから、館長に強い言い方

をしますが、個人の問題ではなく、お立場の問題だと思います。ですから、もう一度、審議を確かめたいのは、行革審の中ではゼロベースでというのが、本当にそういう意見が、大勢を占めたのかを確認する方法は無いでしょうか。それは協議会として、総務部に確認すればいいのか、議事録が出ているのであれば、それを読んで各委員が、判断すれば良いということになるのでしょうか。

委員 先ほどの委員の説明だと、数名の意見ということですよ。その辺を口出しすべき立場じゃないというのは分かるんですけど、あくまでも個人的意見ということなんでしょうかね。

委員 いや。そうじゃなくて、会長を中心にして論議しているんです。事務局も言っていますが、図書館協議会にきちんと審議させるべきと言っているんです。その中で、指定管理者制度について、問題あると発言しているのは、2、3あるんです。問題ないと発言しているのは、誰も居ないんです。何人いるのか私も分からないんですが、議事録を見ると、賛成している人は、一人も居ないんです。

委員 それと関連して、社会教育委員会でも協議がなされると伺っていたんですが、前回のお答えで、昨年3月と9月に報告している。つまり、協議と報告では、随分違うと思うんですけども、社会教育委員会の中で、協議をする予定は無いんですか。

館長 昨年9月と、今年3月に経過報告ということで、済ませていただいています。その扱いについては、教育委員会としても、社会教育委員の中でどう扱うかという事で、今の段階で、こうしてくれという事はありません。ただ、こういう経過は、報告していく必要があるだろうと思っていますし、社会教育委員として、どう協議をしていくかというのは、最初からお話していますが、向こう側にお任せしたいと思っています。

委員 協議検討事項になっているか、報告になっているかは、社会教育委員会の判断なので、今は分からないという事ですね。それは、調べることは、出来ますか。

館長 教育委員会ですから、事務局を通してという話になると思いますが……。行革に関する部分として、議事録も読まれておられるということで、ご理解はされていると思いますが、それぞれの方が、それぞれの想いをお話いただいて、そのとおりという部分もあろうかと思っています。ただ、我々としては、この問題は、教育委員会判断という事で、進んできていると思います。従って我々は、みなさんのご意見をいただいて、教育委員会がどう判断するかという材料として、協議会の委員の意見は、こうだった。その中でどう判断していくかという

事になると思いますので、ご意見はいただきたいということでお願いしている。教育委員会の判断を経て、市長判断、議会の提案となると思いますので、ご意見をいただきたいというお願いをしておりました。

委員 2年も前から、ずっと協議会からは、同じ意見が出されていますよね。4名の方が、一生懸命作ってくださった。あれこそが、これからの図書館に対しての、教訓になるんじゃないかという資料も出てますよね。教育委員の方は、もう読まれているんですか。

館長 教育委員にはまだです。これからの作業になります。当然、いただいたワーキンググループの報告等については、教育委員にも提示し、こういう理想の図書館という事で、お考えいただいております。それに対して、どう運営できるか、検討した中で、どうこうというお話も多分、説明しなければいけないと思っております。皆さんからいただいた意見は、そのままの形で上に上げていきながら、判断をしていただくことになると思います。

委員 館長が、最終的に曖昧なお返事をされているのは、指定管理者本来の原形というか、個人というか、確定は出来ないんですけど、その具体的な方が居ないから、曖昧なお返事になるのか、なんていうのか……。今後の管理をしていく方との、相談事になりますよね。委員が言っていた、今ここで、館長が言った事が、指定管理者にそんなの出来ないと言われたら出来ないという話もされていましたが、私達が見たい具体的な内容が見えないというか、漠然とした指定管理者だからなのかなあと……。意見も色々な申し出を出して、それに則って、指定管理者の人が、手を挙げてくだされば出来るけど、誰も手を挙げなかったら、今のままで進めるという考えも、あるということでしょうか。

館長 当然、前からはっきり申し上げている通り、皆さんからいただいたお考えや意見等を踏まえながら、基準管理費や仕様業務、要求水準等を細かく詰めていきます。そして、全部公募します。その中で、こういう内容で出来ますという事業者が手を挙げてきます。それが、一社もないとなれば、指定管理を導入すると言っても出来ません。それは大前提です。もう一点。経費ばかりじゃなく選定基準というものがあります。ここら辺の具体的なものは、本当に最後にならないと、皆さんにもご提示できません。それは、審査基準や選定基準が出てきます。経費ばかりではなく、色々な要素があります。そういう要素も踏まえて、点数付けをし一番を決めます。ただ、一番であっても、図書館という施設の特性を考えた時に、一定の水準を満たしていなければ、駄目だろうと私は考えていますし、伝えています。

議長 この諮問が、中央図書館への指定管理者制度導入のあり方と出ていますが、それじゃいかんという答申もありだという前提では、進んでいると思いますが、

委員のさっきの行革審との関わりで、我々の話が無になるのではというのは、そこはそこでの話があり、ここでの話は、まとめて出す事によって、色々なところに影響を与えていくという気もしてたんですが、その辺の心配されている部分、もうちょっとよろしいですか。

委員 行革審の今年度の答申が、新聞記事の段階では、多くの委員からゼロベースとか、是非を問うべきだという強い意見があり、それを答申の中に書き込む事が決まったというような、書かれ方になっています。そうすると、上の強い独立した機関が出した答申と、ずれた前提にある導入のあり方を、やる事自体に意味があるのかどうか。もう一つは、市のトップクラスが、そう言われたらそう進めようとなったら、我々のあり方も変わってくるんじゃないか。前回も少し申し上げましたが、少しでも進めようという事で、それ以上は申しませんでした。後で聞いた話では間違いなさそうだと。我々は、導入を前提とした梯子の上に乗って作業している。しかし、梯子が外されちゃったら、転げ落ちるしかないんですよ。それで、安心して話が進められるのかなと……。仮に、指定管理者は問題があるから、取り下げますとなれば、新しい図書館のあり方を、我々の勉強した形で、どう進めていけば良いかになります。一番困るのは、中途半端な形で、行革審からゼロベースでと出たじゃないかというのと、折り合いがつかなければ、答申がスムーズに出せない事にはならないかというのが、危惧している部分です。

委員 行革審では、こう言っているんです。ゼロベースということと、指定管理者制度の廃止も含めて、慎重に検討してくださいという事でまとめたいと思いますと言っているんです。だから、あり方の中には、色々な物があるんです。その中には、ない方もあるんじゃないかと思うんです。ゼロベースとは、そういうことなんです。だから、指定管理者制度のあり方を諮問します。それについて、答申して下さいというのは、強引過ぎるんです。行革審でさえ、そう言っているんです。行革審は、そういうことを審議する審議会じゃないんですよ。その審議会があえて、慎重にと言っているんです。そここのところに、館長が置かれているという事です。だから、スポーツ生涯学習部の検討委員会の人から、せつつかれているかもしれませんが、勇気を持って、最初から考えて行きましょうという事が、館長のためにもなるし、市民のためにもなるんです。これは、私の希望ですけどね……。後一ついいですか。諮問について、秋口というのは、館長の考えているのは、9月いっぱいでしょう。

館長 この後の、今後の予定の中で、お話ししようと思っておりましたが、本来諮問の時にお話すべき部分だったと思い、大変申し訳なく思いますが、9月20日位を目処に、お願いできればと思っております。

委員 それについて、行革審の中でこういうふうと言っているんです。22年、2

3年、24年と図書館協議会が行われてきていながら、今だに諮問がなされず、7月13日にやっと諮問がなされた。それから2ヶ月というのは、あまりにも短すぎると行革審の委員が、言っているんです。それに対して事務局は、図書館の館長が決める事だからと言っているんです。今お聞きしたら、9月20日ですか。ほんの僅かです。それじゃ無理だという事を、行革審の委員が言っているんです。そういうことを考えたら、館長、心が痛みませんか。

館長 おっしゃることは、十分分かります。行革審の話につきましては、申し訳ないと思いますが、行革審の委員と、お話した事ありませんし、我々出るすべもありません。ただ、プランの工程表を元にした、やり取りという事では、事務レベルではありません。その中で、先ほども申し上げましたとおり、行革担当としては、判断は教育委員会がするという事は、変わっておりません。従って、おっしゃることは、受け止めさせていただきますけども、ご理解いただいて、何とかそういった部分で、動いていただきたい。そして、行革審の結論、ゼロベースが、この協議会のこれまでの部分を左右する事は、無いと判断しています。行革審で今後、どのような動きになるか分かりませんが、そういったことでは、何ら来ておりませんので、皆さんには、ご負担、ご迷惑を、おかけすると思っておりますけれども、ご理解いただいて、諮問に対して、お答え、ご意見をいただきたいと思っております。

議長 この話を進めて行って、委員から出ている部分に戻って、確認しようと思っております。そういうことにならなければ、委員の一人一人の発言の匂いは、皆さん大体分かりきっていることで、ここにある雰囲気と、違う事がまとめられるという事は、ありえません。そういう意味で行けば、もしかしたら、指定管理について出されたけれども、そういうありきは、おかしいという答申になるかもしれませんけれども……。

委員 8ページの私の質問で、諮問が、導入の是非を問うのではなく、導入を前提とした導入のあり方に変わったのはなぜか。以前から協議会側が館長や教育長に、導入が前提ではないとの確認を取って進めてきたことに対して、これは大きく逸脱しているのではないかという質問に対する考え方は、協議会において導入の是非を諮問に問うことについて、触れた認識はありません。これは、質問と答えが、合っていませんよね。我々は、館長を信頼して、何度もしつこく導入は前提じゃありませんね。諮問の内容が分からないのならば、その前に指定管理者について、勉強をしましょうという事でやってきました。しかしそれは、導入が前提でないという予断を持たずに、やってきたはずですが、しかし、確認はそう取っていたにも関わらず、導入を前提としたあり方の諮問になっております。そして、導入の是非に触れた事は無いのは、当たり前ですよ。話が進みませんのでね。ただ、それ以外のところで方向性については、諮問の前に教育長も引き止めて、聞いたじゃないですか。そこでも導入を前提として云々

はなかった。それでいて、この答え方は、誠実さを欠いています。言った言わないのレベルでしかない。しかも、こちらの指定した球種と、ぜんぜん違う球種を投げているということしか、私は今だに考えられません。ですからこれは、教育委員会のどこかが、導入を前提にして諮問しないと進まないから、そういう形でやってくれと館長にお願いがあったから、こうなったんだと思います。それで、この件に対して、もう一度考えが合ったら、おっしゃって下さい。

館長　私が今までお話してきたのは、前回もお話がありましたけれども、導入するという事で進め、それに対して、ご意見をいただきたいというお話をしておりました。導入前提のあり方に変ったというのは、もしそういった部分で受け止められてしまったというのは、表現が悪いのかなという部分がありますけれども、変ったという認識は、持っていない状況です。

委員　すいません。議長、私以外の方にお聞き下さい。

議長　その辺りいかがですか。

委員　あり方っていう導入を考えたというのは、ここ何回かで、大きく言えば前回ぐらいに、はっきりおっしゃったのが、はじめてかなと思います。

議長　導入が前提ではないというお話は、されてましたよね。私もそういう認識は、持っています。ただ、諮問はこの形で出てきたという事実はあります。どうですか。

委員　前回からのお話になってますけども、図書館というのは、いったいどういうものか。私達も図書館協議会としての、勉強不足もあるので、まず苫小牧市民にとって、長い目を見て、どういう図書館が理想なのかというところを勉強し、理想の図書館像を描いた上で、それが果たして、指定管理に近いのか、直営に近いのか、今が万全とは思っていないので、どちらを軸にしながら考えるのがいいのかということで、まず、理想の図書館を考えてみましょうという流れできたと、理解しているんです。ということは、指定管理ありきではなく、どういう苫小牧の特色を生かした図書館造りがあるのかというのがあって、その上で検討するという流れですから、唐突にあり方という諮問が、出てきたと感じました。

議長　はい。皆さんの認識は、そういうことですね。私も、先に導入ありきではないですよ。ここでは、自由な意見を出していただきたいということは、受けて進んでいるつもりではあります。こういう形での諮問がくると、予想はしていましたが、意見は言えるということで、確認の上で進めていますので……。今

の辺りも踏まえた上で、委員、進めさせていただいて、よろしいですか。

委員 これは、水掛け論にしかならないですから、この場ではいいです。ただ、行革審のあり方については、一市民として、見守っていかなきゃならないし、学識経験者を含めた、良識ある委員の集合体として、その意見は尊重されるべきだと思います。とりあえず、そこの件は、以上です。

議長 とりあえず、進めさせてください。

委員 すいません。8ページのところでもう一件。最後の部分ですが、導入が必要だという理由が、明記されていないと考えております。指定管理者を入れなければ、今後運営できないという事は、どこにも明記されていませんが、考え方として1つ目は、より良い施設運営にあたっては人、資料、財源、場所それぞれが揃い利用者サービスの向上を目指していかなければならないという理由に関してですが、より良い施設運営は指定管理者でも出来ますし、指定管理者じゃなくても出来るはずです。しかしその中で、人、資料、財源、場所。この4項目の中で指定管理者によって変わるのはなんでしょうか。資料、財源、場所、これらは変わりません。ようは、人を変えて欲しいということじゃないですか。つまり、この図書館の統括責任者が、もうこの図書館の人では、やっていけないということ、一番の理由に取るしかないという現状です。これを誰が、お書きになったかという、館長です。つまり、今の図書館のメンバーでは、もう図書館の運営が出来ないから、人を変えて欲しい。だから、指定管理者にして欲しいと取らざるを得ない考え方になっています。文書の中だけですが……。私はそれ以上のことは、分かりませんが……。つまり、図書館運営は、人によって挫折して、お手上げだという理由は、貧弱だと思います。そして2つ目、現在の行政や施設を取巻く環境の中で、その要素を満たすことは難しく、制度を活用しバランスのある運営の中で、サービスや施設の価値観の向上を目指したいと書かれておりますが、現在の行政や施設を取巻く環境の中で、その要素を満たすことは難しくというのは、何をおっしゃりたいのか……。指定管理者になったら、施設を取巻く環境が変わるかといったら、変わりません。現在の行政が問題なのか。行政が問題なら、指定管理者導入以前に、行政を変えるべきだと思います。そして、指定管理者制度を活用して、バランスのある運営というのが、よく分かりません。何のバランスが、現在の図書館に欠けているのか。現在の図書館の問題点が、どこも指摘されないまま、指定管理者の導入が図られている。それは、言いたくても書けないのか、漠然としたイメージの中で動き出しているのか……。つまり、指定管理者を前提として、色々な質問をしていますが、これから盛り込むという話です。つまり、明確な図書館のあり方や、運営の仕方が前提となっていない指定管理者の導入ということに、考えざるを得ないんですが、以上2点。考え方に対して再度、疑義を述べました。

議 長 いかがですか。

館 長 こういった部分の中で制度を導入するのは、今、様々な環境の中で、皆さんが図書館はこうあるべきだ。こういう図書館が良いんだ。そういうものに向けた運営というのが、難しくなってきた。難しくなってきた要因というのは、職員の配置や財源もそうです。そう言った部分についても、これから先、今と同じような配置が出来るかといった時に、難しい部分があると受け止めています。場所は変わらない。確かにおっしゃるとおりです。しかし、複合施設として、もう少し考える必要は無いのかという部分もあります。財源としても、色々な使い方が出来ると思います。そういったことも含めて、専門的な経験や知識豊富な職員が配置された時に、皆さんの期待に応える運営に、近づけると考えております。そこには、民間の活力、知恵を借りながら、より良い施設にしていければと考えております。苫小牧市の置かれている環境は、財源的にも人員的にも、厳しいものがあります。行政の現場で、何が起こっているかを捉えた時に、ここに十数名の正規職員が居りますけれども、その配置すらも危うい状況になってきております。少しでも司書、有資格者、経験者をそろえることが事業展開、運営も良くなるだろうという趣旨で書いてあります。

委 員 去年の5月の協議会の時に、市民へのサービスの向上。経費の削減という2つの事を言っているんですが、今年になってから、経費の削減は、言っていないんですよ。ところが、今また経費の削減を言っているんですがね。経費の削減は、やったら法律違反なんです。経費の削減のために、指定管理者制度を導入するということは、地方自治法に違反することなんです。それを再び、委員に説明しようとしている。せっかく今まで、経費の削減は、理由にはならないと言っておきながら、今また、復活してきてるじゃないですか。

館 長 前にもお話したと思いますが、経費の削減がメインじゃないという話はしています。しかし、効果としてはあります。それが全ての目的ではないという話は、してきております。その中で、よりバランスよく運営していくために、必要だというお話をしている訳です。前回、資料をお渡ししているかと思うんですが……。経費がどうこうということもありますけれども、それは一つの要因でしかない。それは、時代の変化に求める部分もありましょうし、色々な形があると思います。人とお金というのは、ついてまわると思っていますので、そういったことの中で、考えていかなければいけないと思っています。

委 員 館長。指定管理制度にしたら、直営と同じか、それ以上にお金が掛かるという報告をしている自治体があるんです。苫小牧市がそうならないという保証は、ありますか。

館 長 ですから、コスト削減だけが趣旨ではないが、要件としては可ということで、

お話をしていますし、莫大に経費がかさむということにはならない。そのことは、5月でしたか……。留意すべき点という事で、まとめさせていただいて、お話をさせていただいておりますけれども、そう言ったことの中で含めて考えていますので、これが全てという事ではないということをご理解いただきたい。

委員 けれども、経費削減というのも、大きな要因なんですよ。

館長 要因としては、可です。そのことよりも、委員からもご指摘がありました。専門職員が、きちんと配置されれば良いじゃないか。それをなぜ要求していかないというご指摘もありました。現実問題、そういう職員を配置できない状況にあります。その現実、何を指摘されてもしょうがありません。

議長 皆さんも分かっていると思うんですけど、内発的な動機で始まっている話ではないからという事なんじゃないかな。館長も色々お困りになりながら、話していると思うんですが……。その辺りも踏まえて、次に進めさせて下さい。はい。どうぞ。

委員 せっかく館長が、一つオリジナルな事をおっしゃったんで、それだけ確認させてください。先ほど場所は変わらないけど、ここは複合施設だから、もう少しというところで、お話が終わったんです。もう少し何をお考えなんですよ。

館長 考え方として、図書館の中に植物園がある。そういう図書館で良いんじゃないかと思っています。

委員 つまり、入場料を取ってやるという事ですね。

館長 違います。これだけ良い施設なのにとということで、正直この問題は、私だけではなんとも出来ませんが、図書館の中で、静かに本を読むということしか求められない。外へ出て緑の下で、お母さんと子どもが、ジュースを飲みながら本を読んだり、そういう施設機能を高める事だって可能じゃないか、そういうことを一体的に、もっとやれる事があるんじゃないかということです。今は、申し訳ないですが、サンガーデンの所管は、都市建設部になっています。図書館は教育委員会です。

委員 分かりました。そういうお考えだったら、賛成です。つまり、サンガーデンと図書館を一体化して、サンガーデンの中で本が読めるということを考えて行きたいという事ですよ。私も図書館で本を借りて、サンガーデンで読むことはあります。しかし、借りるかどうかが決めるのも、サンガーデンの中で出来るようになれば、もっとすばらしいじゃないかという考えなんですよ。確かに、行政の管轄からいったら、難しい問題があるんでしょうけども、分かりま

した。ありがとうございます。

議 長 　　ということで進めさせて下さい。9ページ、10ページ。何かありませんか。

委 員 　　よろしいですか。私は、指定管理者制度の根幹というのは、教育委員会が握っていると判断しているんです。つまり、館長は、スポーツ生涯学習部の検討委員会の中の考え方に縛られて、この諮問を出しているんだと思うんです。だとすれば、教育委員会の考え方を、聞かなければ、諮問に対して答申する事は出来ないと思うんです。それで、教育委員長あてに質問を3つ出しているんです。それに対して、何ら答えられていない。今までのように、館長だけの判断で、行おうとしているのであればいいですけど、行政改革プラン、あるいは、スポーツ生涯学習部の部内検討委員会というところで、骨格を作って館長にやれと言っている教育委員会のトップが、何も答えない。だから、この質問をしているんです。それなのに空欄というのは、おかしいじゃないですか。

館 長 　　おっしゃるとおり、教育委員の皆さんのご意見は、私の立場で物を言える部分ではありません。最終判断は、教育委員がされますが、その判断材料として、皆さんの意見を踏まえた中で、結論を出していくということになりますので、今この場で答える事には、ならないと思っています。行政機関として、検討委員会等、行政の立場でものを言う事は、私は出来ますけれども、委員の考え方の質疑などについては、ご容赦いただきたいと思います。

議 長 　　この話は、何回もここで出ていますし、堂々巡りですよ。

委 員 　　そうしますと、協議会としてではなく、一委員として、教育長や、教育委員長に直接、質問書を提出して良いですか。

館 長 　　ちょっとその判断は、分かりませんが、例えば、社会教育委員の立場で教育委員に物を言えるとかは、あるかもしれませんが、市民としてどうこうされるのは、我々は何も言えませんが、いかがなものかと思いません。あくまでも、協議会というのは、言うまでもなくご承知だと思いますが、館長に対しての諮問機関です。協議会として、教育委員に対して、どうこうというのはいかがなものかと思いません。

委 員 　　行革審の事務局は、こう言っているんです。これは、教育委員会の責任ではっきり言っているんです。

館 長 　　それは、私も先ほど述べました。あくまでも教育委員会が結論を出す。そこで、協議会はどうだったのという事は聞かれます。その時に皆さんの意見を持っていく。それは、最初から変わりなく、申し続けているとおりで。

委員 ということは、教育委員長に質問書を提出しても良いと判断していいですね。

館長 私はそれ以上、何も言えません。

委員 具体的に委員としては、教育委員でしょうか。社会教育委員でしょうか。

委員 委員長を筆頭とした5人の教育委員です。

委員 分かりました。それで次ですが、私が良く分からないので、市の仕組みとしてお伺いしたいのですが、スポーツ生涯学習部部内検討委員会では、諮問が1年遅れた原因は、どこにあったとお考えですか。また、協議会での検討時間があまりにも少なすぎる事に、妙案でも考えられておりますかという質問に対して、考え方が、実務担当者である館長として、小職の努力不足によるものと思います。妙案はありません。常に正面から取組んでまいりましたとありますが、前提条件としての、部内検討委員会というのが、あるのでしょうか。正式名称はこれで、よろしいのでしょうか。

館長 はい。結構です。

委員 何をやる委員会ですか。

館長 この制度の導入についての、様々な事務的な進め方、皆さんからこう言った意見があったですとか、今後の対応だとか、そういった部分を検討してきています。

委員 つまりこれは、図書館の指定管理者導入に関する部内検討委員会ということですか。

館長 あくまでもこれは、行政組織として動いている部分ですので、正式な組織ではありません。そういったことで、部長以下、入ってやっているということです。

議長 図書館だけを論じているという訳ではないんですよ。図書館だけですか。

館長 これは図書館だけです。

委員 これは、何時頃から発足しているんですか。

館長 22年の秋でしたっけ……。22年の秋だと思います。

委員　つまり、我々が委員になって以降ですね。それで、図書館としては、何人ご出席ですか。

館長　図書館からは、私と副館長、2人です。

委員　そうすると、館長と前の副館長ですね。

館長　その時は、副主幹も入っておりました。

委員　じゃあ、3人でお出になったこともあるんですね。

館長　はい。

委員　それで、お話になれる範囲でよろしいんですが、指定管理者の導入については、前提として、どうすれば導入が可能かという、具体的な事務についてのお話を中心でしたか。

館長　実際問題、導入に向けて、他市町村の動きだとか、導入する業務の内容だとかを踏まえて、検討してきた経過があります。少しお待ち下さい……。苫小牧市として、苫小牧市の図書館の制度導入について、組織的課題、業務的課題、関係機関、議会対応、それから協議会への説明を中心に話をしています。今年に入ってから、諮問の内容だとかも話をしております。

委員　そうすると、我々の諮問をする以前に、導入についてを前提で色々な問題を既に、内部ではお考えだった訳ですね。

館長　色々な問題を考えていたのは、私の方で考えています。それを実際問題、行政として色々な関わりの中で、当然、先ほどから言っています通り、色々な課題がありました。この課題をどう整理するという部分について、関係機関と協議していくというような部分を踏まえて、行政内部の問題を整理してきました。

委員　一つ、今のお話を前提にお伺いすると、図書館の内部の問題、指定管理者の問題を考えると、関係機関ってのは、どこが考えられるんですか。

館長　様々な関係部局に影響してきます。総務部や財政部であったり……。そういうところが関係してきます。例えば、人員配置の問題であれば総務部、組織的な問題であれば教育委員会学校教育部、基準管理費だとか財源だとか財政的な問題であれば財政部、コミセンとの関係であれば市民生活部との関係も出てきます。

委員 具体的にコミセンが関係あるんですか。

館長 当然、これから制度導入するにあたって、そういった連携の部分を、図っていかねばなりませんから、どう対応するかという問題からすれば、黙って導入したよとはならない。当然、図書館に制度導入するにあたってという事は、市民生活部の方にも話をしなければならない。

委員 今まで図書館とコミセンの指定管理者は、別組織じゃないですか。それでやってたのに、図書館が指定管理者になって、それで問題が起きるんですか。

館長 別組織になったとしても、図書館業務に関しては、業務の内容について、打合せは行っています。ですから、その打合せを今後どうやっていくのかという部分では、はい、入りましたでは、すまないです。

委員 でもそれは、仕様書みたいな形でコミセンの図書館組織と、連携を取って進めることで済むんじゃないですか。

館長 そういうことをお話しているんです。私達が勝手にそうやれば良いということではないんです。今後そう言った部分で、今まではクッションとして市民生活部がありました。市民生活部経由でやっていた。今後はどう行くかという部分の、確認作業は必要になってきます。それは当然の話です。そういった関係部局がありますので、そこら辺はきちんと部内で確認する必要があると思います。

委員 今、コミセンの図書コーナーを、中央図書館の職員が指導していますね。

館長 していません。

委員 誰が対応されていますか。

館長 聞かれたことに対しては、こちらの方で答えています。

委員 それは出来るんですか。

館長 聞かれたことを、私達知りませんとはなりませんよね。それは、それなりにきちんと話をして、図書館業務という物を出していますから、それがもし不都合だとおっしゃるのなら、協議会委員として不都合ですというのであれば、今後コミセンの図書コーナーの運営は出来ません。市民がどうなったとしても、出来ませんということで、我々は指導することは出来ません。しかし、図書コ

一ナーからこういう問い合わせがあったらどうしたら良いか。私達関係ありませんから知りませんということにならないと思います。

委員 ですから、それが指導に関わっていくんです。

館長 指導はしていません。指導と聞かれたことに答えるのは、違いますよね。

委員 だから、そこが逃げ道になっているんです。

館長 逃げ道じゃないですよね……。

議長 ちょっとすいません。ちょっとその辺整理してください。それで、申し訳ないです。最初に予定していた6時ということで、もう6時になってしまいました。それぞれ予定もあるかと思うんですが、何度も集まっている場合でもないので、なんとかこの部分を終わりまで行かせていただく。それから、それぞれの委員が出した部分で、落ちている部分が無いか再確認させていただき、今後どうしますかというところまでは、なんとか行かせていただきたいと思っておりますが、ご了解いただけますか。出来れば7時までにはと思っておりますが、許していただけますでしょうか。

委員 今回の段階では、指定管理者制度を考えるということに対しての諮問を受けて、それを協議しようということに対して、堂々巡りばかりして元に戻ってみたい、図書館のあり方ということに対して、言い方は悪いですけど、余分な時間を取って、結局は進んでいかないんじゃないですか。まあ時間は私は、いいんですけれども……。

議長 はい。そういう声もあります。そういうことを踏まえてちょっと、ご理解いただければと思います。ちょっと小休止を5分程お願いします。

<小休止>

議長 はい。それではすいません。再開をさせて下さい。委員の指導している、してないというのは、ご意見ですか。質問ですか。続けてよろしいですか。

委員 例えば、学校の先生が質問して、それに答えると指導に入るんですよ。それから図書コーナーの係が一般の市民に答えるのは指導にならない。図書館の司書がそういう肩書きを持って、教えることは指導に入るんです。これは見解の相違だから、これ以上はやりません。

委員 コミュニティセンターの図書コーナーの本は、図書館の物ですよ。選書も

図書館でしてるんですよね。当然、色々な質問は図書コーナーにも来ますよね。

館長　　そうです。

議長　　この話は、この辺でよろしいでしょうか。それでは進みます。11ページ、の最後の部分になりますが、その他……。何かありませんか……。それでは、館長が用意してくれた資料の部分については、一通りやりました。それで、せっかく質問を文書で出されていますので、ここの部分、返答が無いですとか、それぞれあれば、言っていただければと思います。委員、指定管理者制度の諮問事項についての質問ということで、文書まとめて出しているんですが、これに基づきつつ何かありませんか。

委員　　ちょっと重なってしまうんですけども、確かに図書館協議会は、館長の諮問機関ですから、意見とか述べたものについてというのは、分かるんですけども、元々は教育委員会が辞令を発しているんですよね。ですから、教育委員会の方で図書館協議会の意見を尊重するということがあっても、良いと思うんですけども……。取り合えず意見を聞くだけだという解釈だけなのかなあと……。

議長　　今までのやり取りの部分でも、もっと意見を吸い上げて、それについてはこう考えていくとか、そういう部分が欲しかったということですよ。

委員　　はい。そうですね。

議長　　それでは意見ということで、よろしいですか。委員。ピックアップして答えてくれていると思うんですけども、落ちている部分等があればいかがですか。よろしいですか。

委員　　あの今日、除籍についての資料が出ましたね。そちらでもよろしいですか。今回お出しいただいたのは、資料収集要綱、資料収集基準、そして、除籍基準の3点が私のお願いで出てきております。ただ、除籍に関しては、除籍基準という物しかない訳ですね。というのは、収集要綱も資料収集基準も、ほとんど役に立ちません。要綱の方は、第8条で常に蔵書の新鮮さと質の高い資料構成を保ち、利用者への資料提供を的確に行うため、別に定める「苫小牧市立中央図書館資料除籍基準」に基づき資料の除籍を行うと、2の方は新しく必要になったらまた補充するんだというですね。それで、収集基準の方も、実は同じ文書が書いてあるだけで基準になってないですね。除籍基準の方をあらためて見るしかないんですが、こちらの方はかなり細かく、基準が設けてはあります。これはおそらく、そこら辺りの公共図書館と大差ない物であろうと思われませんが、これに関して、この図書館の資料がどの程度、どういう形で除籍されてい

るかについても、今回資料が出てきております。これが、苫小牧市立中央図書館除籍資料内訳。それで平成19年度から平成23年度まで過去5年間の除籍について、触れてあります。それで、一般に除籍と考える場合は、1番の点検不明図書。これ自体は方向としては減ってきております。ですからこれぐらいだったら問題はない。ただ、22年度に長期未返却図書が計上されておりました、これが3,132冊。これがどういう意味合いを持つのか分かりません。ここにだけ書いてある理由を、お教えいただきたい。それから次、蔵書整理、汚損、破損等。この「等」の内訳が無いと、なんとも検討が出来ないと思うんですが、除籍基準の中には細かく書いてある訳です。具体的には、1が不用資料、2が毀損資料、3が亡失、弁償資料、4が管理上必要と認める資料、5その他という形ですね。それぞれ分けてあるんならば、その割合が具体的に書いていない。とにかく20年度に3倍になって1万冊を超えた理由が、どうにも判断できない。そして、23年度はもっとすごい。13,898冊。これだけの除籍が、なぜ必要なのかが、理由として明らかになってこないんです。そして今後、指定管理者になってもどんどん1万冊を超える除籍をされたら、その責任はどこが取るのか。前回までの話で行けば、除籍は勝手にやれば良い。報告を受けるだけだ。しかし、報告がこの程度だったら、どうにも除籍に対する責任が取れないじゃないですか。というところが、前回からの危惧で今回も払拭されていません。そして、実は表に出てこないんですが、これは、2年前か3年前に協議会で申し上げました。除籍の問題の一番は、スペースの問題だろうということですね。そもそも本を置く場所が無いのに、本を買い続けて結局古い物を、ところてんじゃないけど、除籍せざるを得ない。そういうのを、ここ4年間ずっとほったらかしにしている。これはどうにも解決の出来ない問題ではないか。そういう本質的な部分まで本来は考えないと、除籍の問題は解決できないんじゃないか。その一つが内訳の中で、①+②という形で、除籍の利用内訳、①学校等での利用592冊、②リサイクル文庫等での市民還元8,783冊を足した上で、9,375冊。これが資料として再利用。これはなんといって申し上げて良いか分からないんですが、資料として再利用できるものを、何で除籍するのかという根本問題。つまり除籍の基準は、利用価値の無いものはずなんです。資料として再利用できるものは、本来除籍できないんじゃないですか。ここの件、除籍の責任、基準を再度ご説明いただけたらありがたいと思います。

議 長 よろしいですか。

副館長 それでは、内訳についてご説明させていただきます。平成22年度の長期未返却の3,132冊についてですが、平成22年度に除籍の基準を整えまして、返却されない図書についての回収不可能とする判断を、以前は10年として整理しておりましたが、5年というように変更いたしました。各年度続けてすることが望ましいのですが、なされていない年もありまして、22年度に5年経

過していた物について処理をしているということで、数字が出てきています。それと、蔵書整理と長期使用による汚損、破損等ということですが、ご指摘がありましたように、除籍の基準の中から除籍をしているんですが、委員のおっしゃるような大きな一つの理由は、蔵書のスペースの問題も間違いなくあります。そのスペースの問題を解決するために、資料を選ぶ基準としても、除籍基準を用いて除籍をしております。そして、再利用として表現いたしましたのは、図書館の資料として棚に並んでいる場合に、来館して下さるお客様に、それが魅力的な資料として映るかどうかということ。個人的にお持ちになって利用することとは、少し違うかなと感じております。内訳が除籍資料に沿って細かくお示しできないのは、大変申し訳なく思いますが、今年度10月下旬に、図書館システムの更新がございます。その更新時には、除籍基準を元に、除籍内訳項目についても検討事項としており、改善出来ると考えております。

委員 ありがとうございます。再度、ご質問をします。長期未返却5年というのが、22年度だけ書いてあって3,132冊。これは、この年度において、基準を変えて10年を5年にしたからという説明は理解しました。しかし、この数字は点検不明との関わりは、どうなってますか。

副館長 点検不明につきましては、毎年1度、蔵書の点検をしております。蔵書の点検は、貸し出しをしていない資料で、棚に無いという状況が3年間続いた物について、点検不明という処理をさせていただいております。

委員 ということは、この長期未返却は、点検不明ではないということですね。じゃあ、長期未返却が、毎年どれくらいという数字は、どこかに残っているんですか。

副館長 長期未返却については、1年毎の数字は出しておりませんが、把握することは可能です。

委員 結局、その数字が出てこないと、いきなり3,132冊じゃ、非常に不可解な感じがしますから……。

副館長 5年以上返却にならない物を、まとめた数字になっていきますので、内訳を細かく出すことは可能です。

委員 それでないと、いったい1年でどれくらい長期未返却があつて、それが5年累積してどれくらいになるのか、表に出ないことには、少なくとも教育界の中では、いきなり出てきた数字は、資料としては困るということになると思います。

副館長 内訳を出すことは可能ですので、用意したいと思います。

委員 データとしては、図書館運営上、それがいいのか悪いのかも含めて、除籍の問題は、今後も考えていかなければならないと思います。そして、もう一つ危惧というのは、そもそもこの図書館は、途中で建て増しすることを前提として、西側を空けてあるんです。ある程度、書庫を増やせるような形。しかし、前に協議会の場で聞いたときも、予算は別枠だから、今は出すことは出来ない。そうしたら、結局は本を減らす以外に、維持管理は出来ない。そういった中で、指定管理者が導入された場合、円滑な運営のために、どうなるかなあという危惧は残る訳ですよ。そして、副館長がおっしゃったように、魅力的な資料を展示しなければいけない。そうするとおそらく、円滑な運営のために、過去において、1万冊近い本を除籍したのは、そのままどんどん除籍が進むでしょう。そして、空いたスペースに、出来るだけ魅力的な本を並べる工夫をしていくということが、今後考えられる。そういう方針でいいのかどうか。それも一つのあり方ですよ。しかも、指定管理者になったら今後、ほとんど書庫の増設の可能性は、ないと思います。指定管理者になったんだから、そっちで工夫しなさいとか、うちはそんな予算は無いよという方向に行かざるをえないので……。何のために、指定管理者にしたんだということですよ。ですから、除籍一つ取っても、私の気分は一向に晴れないということだけ、追加で申し上げておきます。

議長 はい。ありがとうございます。委員、何かございませんか。

委員 ありません。

議長 委員はどうですか。

委員 いいです。

議長 委員いかがですか。

委員 いいです。

議長 委員いかがですか。

委員 私もさっき同じような質問をしていますので、いいです。

議長 最後、私になるんですが、私もさっと読んでいった時に、おそらく館長は、今までの経過も踏まえながら、色々なことを盛り込んでいかないといけないと、一生懸命考えられたという感想は、今でも持っておりますが、危惧はやはり、

最初の方で話題になりましたが、そこら辺がやればやるほど、結局、指定管理と教育委員会という2重構造的な部分が、大丈夫なのかなというのは、感想として持っているところです。そうしましたらですね、これで一通り、それぞれの質問等について質疑してきた訳ですけれども、新たに出た資料もありますが、今後の部分の話しに、入らせていただいてもよろしいでしょうか。前回の最初の部分で確認をされているように、委員の方から、この話し合いが終わったら、指定管理は無理だということが見えてくるから、それを前提とした諮問は、ありえないんだ、返上した方がいいというご意見が出ている訳ですけれども、その部分について皆さんどうでしょうか。

委員 前回、要請文ということで、出しました。多分、目を通していただいたと思うんですが、その後、7月30日に質問に対する考え方ということで、出されました。前回は、不明なことが多すぎるんです。私が指摘したとおり、はっきりしない部分が多すぎる。文書も理解できないようなところがある。そういうことを理由にして、館長にもう一度考え直して、諮問をし直して欲しいというのが趣旨でした。7月30日の協議会の中で、更に法律違反。先ほどもちょっと触れたんですが、館長が考えている公共サービスの実現、充実という部分は、図書館法の3条に違反しているんですね。そのことを、補足する文書を持ってきましたので、差し上げます。ちょっとご説明しますけれども、今渡されて、お読みになるというのは難しいので、簡単に言います。

<諮問書返還の要請文の補足説明>

諮問書の一時返還を要請します。以上です。

議長 はい。ということで、今日、補足を加えて諮問書を一時返還を要請しますということなんですけれども、皆さんご意見いただけますか。

委員 まだ、意見がまとまらないんですけれども、返還しますとした場合、図書館協議会としては、返還したんだという事実が残るだけで、今まで話し合ってきた具体的な経緯、懸念される部分とか、そう言ったものを細かく指摘しながら、資料として教育委員会の方で、きちんと見られるものを作らないと、ただ返還しましたという事実だけ残り、そうですねというだけにされてしまう恐れもあるのかなという心配もあるんですよね。今の感じだと、あり方ではないという前提でお話をさせていただけるのであれば、なじまないというか時期早々だという考えを持っています。答えていただいた部分で、指定管理の弊害についての項目があるんですが、そのお答えとしては、留意点など色々な部分については、お話し済みですと書いてあったと思うんですけれども、ほんとうに留意点については、その通りだなと思う内容が書かれておりました。ただ、指定管理にするための弊害を乗り越えるための、どういうことがあるのかという答えにな

っていないなあという認識を持っているんですね。その辺、図書館協議会として、どういう意見を持っていくかというのは、少し話し合いをした方がいいかなと思います。

議長 一人一人に、温度の違いはあるかもしれませんが、大きく意見を聞いていると、指定管理にすることに対しては、大変心配をしている。危惧が多いという声が圧倒的に多いというのは、皆さん認めるところですよ。それをどういう形で、表現をしていくかということになっていくかと思いますが、委員は、一時返還するということです。今、委員は、何かつけないと、はいそうですかで終わってしまうんじゃないかという心配があると……。他の方、いかがでしょうか。

議長 重要なところかと思いますので……。委員、一時返還とは、どの程度のところまで……。新たな物が、出てくるまでということでしょうか。

委員 そうですね。ですから、一日で出てくるかもしれないし、一ヶ月掛かるかもしれないですし、それは、もし館長がこれを聞いていただければ、館長が分かりましたと……。あるいは、そんなこと受ける必要は、無いとシャットアウトするかもしれない。それは分かりません。

議長 その辺も含めてですね。委員いかがですか。

委員 そうですね……。今日、出た資料が、一枚説明がないですよ。これ、まず何の資料なのか、お話は……。

議長 最初の段階で説明はあったんです。工程表ですよ。

委員 はい。行革プランの工程表ですよ。そうすると、市長の公約なのか。それとは、別個の行政改革のプランなのか、No.34が中央図書館ですよ。それで、昭和63年の開館。現在、コミセンなど市内6箇所の図書コーナーと移動図書館を含めた管理運営を行っているが、開館日数や開館時間など、市民サービス向上という観点から、さらなる検討をする必要がある。また、資料の収集、保存などは、市の直営とすべき意見が多いと、これの根拠になるものが、何かはまったく分かりませんが、これが、現状と課題での指定管理者制度導入の前提となる条件です。ここで、明確に書かれている市民サービスは、開館日数と開館時間だけなんです。「など」と書いてあるけど、それ以上重要な部分が無いということです。これは、書いた人間が、図書館のサービスがいかなる物か、先ほどの委員のお話になったことと同じですが、まったく図書館に対する基本的認識の無い人間が、書かれた現状と課題になる訳です。そうすると、こういう発想で、指定管理者を導入するのがいいのかどうか、まずここから検討し直さ

なければいけないのではないかというのが一点ございます。そして、それに対して取組内容。具体的に指定管理者導入に対するどういった取組みをしたらいいかという部分では、指定管理者制度導入について、図書館協議会、社会教育委員会と協議を進めるとともに、導入に当たっての課題整理を実施するという事になってます。それで、末尾の導入に当たっての課題整理を実施する。これは、先ほどの部内検討委員会ですか。これはすでに、おやりになっております。ところが、導入について、図書館協議会と協議を進める。これは、一切やっております。というのは、図書館協議会の中で諮問がなされたのは、ついでにないですけども、協議なんて一度もありませんでした。この協議という言葉が、間違いでなければです。これは、図書館ないし、教育委員会と図書館協議会。我々図書館協議会が、どこかと協議されるような場が設けられたことはありません。我々は要求しました。ですから、それからいくと、基本的な導入に当たっての手続きが、市のどこかが示したとおりに、進んでいない。その最たるものが、22年度で、図書館協議会、社会教育委員会との協議とあります。しかし、22年度に協議はありません。23年度も協議はありません。24年度、本来は決定されなければいけません。協議が無いだけでなく、諮問が導入前提のあり方というのは、行政の進め方としても、お粗末な進め方にしかすぎないと、私は思います。それで、行革の審議会も、これを前提にしてやるんだとしたら、ゼロベースで図書館協議会と、協議をしながら進めなさいということだったんだらうと思います。それに対して事務局は、社会教育でやればいい。図書館長も、社会教育、教育委員会でやることで、他が口出すことじゃない。私達は私達の形で、進めさせてもらうんだというおっしゃり方でしたよね。そういう形で進められていく中で、我々図書館協議会が、今、何をすべきかというところが、問題になるとは思います。それで、委員は、一時返上。しかし、返上によって、事態が好転するかどうかに関しては、私は懐疑的だと思います。私自身は、少なくとも行革審議会の今年度の答申かなんか出るまでは、やりたくないなという気持ちはあります。しかし、委員のおっしゃる通りに、それだったら、図書館協議会は時間を潰しているだけなのかなと言われかねない。そして、諮問に答えなければならぬのなら、協議会の機能が不全に陥っているから、教育委員会は粛々と進めるという言い方をされたら、それは心外です。だからといって、明暗は今のところありません。それで、時間だけが、刻々と過ぎていくという事態になりかねないと思います。

議長 委員はいかがですか。

委員 4月から入って、何も分からない状況ですけども、まず基本的に4月に入って一番最初に感じたことが、私はこの協議会の場で、指定管理者制度導入について、導入するのもしないのかを、決める場だと最初、皆さんの意見を聞いて感じました。それが、館長から出た諮問は導入のあり方について。確か、委員からだと思っておりますけれども、諮問のあり方についてというタイトルを、直

してもらえませんかというところで、館長と部長が話をして、タイトルについては、このままでという……。そこにこの問題の一番ネックになっている部分が、あるのかなと感じているだけで、根本は皆さん、そのずれが堂々巡りになっているんじゃないのかなと思います。ただ、そこをどうしたら良いかというのは、私にも分かりませんが、感じているところは、そこです。

議長 はい。委員いかがですか。

委員 私も2年前から色々出てきて、ワーキンググループを立ててまで、話し合いをしてきたというのは、あり方について考えてきた訳ではないんですね。皆さんの考え方の中では、指定管理者制度を導入すべきか、今することによって、どんな弊害があるかとか、今の状態で行ってもこのまま不安な気持ちが残っている限りは、無理ではないかという考え方の方が、強かったと思うんですよね。でも、ここ数ヶ月になったときに、導入を元に考えてからの話し合いみたいな流れを、持ってきている部分を感じたときに、ワーキンググループがずっと考えてきて、皆さんの意見を聞きながらやってきたことって、何だったんだろうという疑問は感じます。今、何回も話すほど、不安の方が強くなるというのが、私の意見です。

議長 はい。委員いかがですか。

委員 色々な考え方がありますけれども、私は導入ありきで進んでいくべきじゃないかなと思います。苫小牧の公共施設で、ほとんど指定管理者制度になっていますよね。図書館は利益どうのこうのというのが入らないので、別といえば別でここが一番難しいのかなと思いますけども、導入していくことによって、多少図書館のあり方が変わっていくことも、あるんじゃないかって思います。

議長 大半の方が、導入については危惧している点が多い。そして、一部は導入して進んだほうが良いのではないかという、お立場の方もいらっしゃいます。ようは、図書館協議会として、2年間にやってきた話し合いとかそういう部分は、きちんと出すべきところを出して、反映をしていかなければいけないんじゃないかという思いはあります。今、困っているのはその方法なんですよ。一旦返還するのか、何らかの形でまとめて進むべきなのか。というところなんですけど……。大体、ほとんどの方の思いは、似たり寄ったりだと思うんですが、表現の仕方、表し方です。

委員 どうしたらいいというのは、あれなんですけれども、一時返還して、再度、館長から諮問が出るということでもいいですよ。そうなった場合に、答申する期限が延びるとか、それが延びないのであれば、どうなのかなという懸念があります。

議 長 私も、心配しているのは、その部分もあります。議会の部分とかが、進んでくればということですよ。無になっては、最悪だよなという気はしますが……。

委 員 答申が、先ほど館長が9月20日頃とおっしゃっていたけれど、初めからそれは無理な話で、我々は最初の諮問の時に、締め切りを聞いてません。今日いきなり出てきた話ですよ。それは、協議会に対する物言いとしては、ありえないことですよ。基本は答申は、何時までにどういう形を出して欲しい。おそらく、館長が向こう側で色々あって出せなかったんだと思います。出した段階で反発がありますからね。それでなくても、2年の準備があって決定させるものが、どうして2か月で決定できるのか。もちろん一部の委員の中には、既定の事実として受け止めてという考え方はあるにしても、常識を外れたことに対して、無理にあわせる必要は無いんじゃないですかね。少なくとも3ヶ月以上はあって然るべきだし、本来は半年、1年の物だと思います。出てきた内容から言ってもそうだと思います。そしたら、それに対しては、異を唱えて良いと思います。我々が出来ないということで、市民が、それはおかしいと言えるかどうか。私は、その辺の常識は、あって然るべきだと思います。館長としては、苦渋の選択というか、そうならざるを得なかったと書かれているけど、館長個人の問題じゃなくて、それは、締め切りがあると分かっていたことだから、それに対して締め切りに合わせて、1ヶ月ちょっとで出来るということは、ありえないと思います。

委 員 今の委員と似ていることですが、行革審の中で、ある委員が全く同じようなことを発表しているんで、ちょっと紹介させてください。現実には、図書館協議会の諮問が22年度、23年度の図書館協議会での協議とは関わらないで、24年7月13日に出されたんですよ。そして、秋口までに答申を出すよということのようなんです。そうしますと、22年、23年、24年のうち、22年、23年度は、ほとんど協議会で、本質的な討議をすることなく、2か月で答申をするということなんです。それでいいのかどうか、それが一つ問題になります。これに対して事務局は、あくまで指定管理者導入云々に関する決定については、図書館協議会で諮問されている事項でありますので、当審議会で、何ら意見を挟むことはない。ここにですね、図書館協議会で決めることだと回答しているんです。一般的に、我々でさえも、2か月では無理だと思っている訳ですけど、よその審議会委員も、指摘しているんです。これは一般の市民の目に触れますから、うそではないと思いますよ。そんなことを思っただらっしゃる委員が、図書館協議会の判断だといったときに、我々が、じゃあ1ヶ月半でやりますよと、安直に受けて良いのかどうかという疑問があります。今、委員もおっしゃったように、最低半年は欲しいし、出来れば1年かけてじっくりとしたい。というのは、指定管理者が実施されるか、直営になるかの瀬

戸際に来ているんです。これが、5年とか、10年経ったときに、一つの分かれ道が、大きく距離を開いていく心配がある。うまくいけば良いんですけども、手の良い貸本屋程度になる図書館だったら、やっぱりこの協議会、我々に大きな責任が、あるんだと思うんです。そのことも十分考えて、対応していくべきじゃないかなと思います。

議 長 そのことを十分踏まえたときに、こんな期間じゃ無理だから、返上すべきだということですか。

委 員 いや、期間は関係ないです。私が言っているのは、諮問の文書がおかしいと言っているんです。だから、一時返上して、そこの部分を直して欲しいと言っているんです。

議 長 諮問を出し直して欲しいということですね。

委 員 これが、市役所の職員の文書なのかという感想を述べている人がいましたけども、私はけっして、館長を不審に思っているのではなくて、館長がこういう立場に追い込まれて、仕方なく書いた文書だと思うんです。ですから、今、館長に与えられた権限は、自分以外にないんだ。教育委員会でもないし、スポーツ生涯学習部の検討委員会でもなし、行革プランのプランナーの人たちでもない。自分が責任を持って、諮問を出すんだとしたら、こんな文書なんか書かないと思うんです。

議 長 というご意見ですか、他の人はいかがですか。

委 員 質問なんですけど、非常に少し言い方は、失礼だと思うんですけど、市長の公約で指定管理があつて、9月に議会が開かれる。尻尾の予定が決まっていて、後1ヶ月しかないという中で、それに合わせて図書館協議会の諮問が遅れたために、我々が3ヶ月、半年掛けて答申をしたいという答えを出した場合、この図書館協議会の意見というのは、市民を代表して意見を述べる場だという事を考えたときに、そういう答申が出てない段階で、スケジュールだけがどんどん走って、答申がまだ出てませんという報告だけが、一人歩きして議会が行われ、行ってしまうという可能性があるのではないかというのが、一番心配なんです。図書館協議会の立場上、答申が遅れた場合、意見が出てない段階でどういうことになるのかということは、市民の意見をきちんと聞く場を設けていないということで、今回の議会にはかけられないというところまで、持っていけるのかどうかということですね。

委 員 それはね、議会日程を私は調べました。そしたら、9月初めから議会が開かれる。これは9月20日締め切りです。ということは、9月議会には掛からな

い。ということは、12月議会に図書館が、こういう答申を受けたということで、議員が質問を始めると思います。これでも、十分可能なんです。ですから、私は、館長に思い切って12月議会に間に合う程度に、延ばしてもいいのではないかと思うんです。何も、9月20日に限定しなくても……。大体議会では、9月20日に出されても、それを検討、審議する時間はないんです。多分そういう方向になるんだと思います。

委員 その件に関しては、9月20日は直接、議会とリンクしないと思います。どうしてかと言えば、我々が出した答申が、教育委員会の内部で検討されなければならない。工程表で言えば、社会教育委員会が書いてあります。これを無視して、議会に出すことはありえません。仮に、社会教育委員会で協議するにしても、私どもの協議会とは、まったく別の協議になるはずです。そういう手続きを経ないと、教育委員会内部での結論は出ないはずです。それを見越した形での9月20日だと、私は思います。行政の手続きというのは、そこを抜かして議会に出せば、チェックされて正式な手続きを経ていないということで、却下されるはずですから……。館長が急ぐのは、その先の事を見据えた上でのタイムリミットだと私は思います。

議長 館長、何か分かってますよね。議会スケジュールとの関係とか、タイムリミットの関係とか……。

館長 議会などの説明は、以前にもお話したとおりです。今、委員のおっしゃったとおりです。

議長 それを見越しての9月20日ということですね。

館長 9月20日という期間は、確かにおっしゃるとおり、非常に短い期間というご指摘はあると思います。この諮問文書については、私が作り上げたものから、文書の下手、上手い、曖昧だというご指摘には、お詫び申し上げます。日程的なものにつきましては、諮問した時に、申し遅れたという部分がありまして、大変申し訳なく思っています。9月20日という内容につきましては、その後に予定などがありますが、もう少し、皆さんの意見を反映させなければいけないと思っておりますし、そういう中で、日程を策定させていただきました。このことは当初から、来年の秋口というお話を、昨年からしておりました。それが9月20日なのかと言われますと、そこまで具体的に言うておりませんでしたので、その曖昧さは残ると思いますが、私は一貫して、導入についてのお話と、秋口というお話。そして、年度当初には、ある程度のお話が出来ると言っていたものが、7月に遅れたことは、お詫び申し上げます。そう言ったことで、進んできておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 その後の手続き等、諸々の事を踏まえると、9月20日がタイムリミットというのは、変えようが無いということですね。

館 長 目処として、ご理解いただきたいと思います。

議 長 後、直接もう聞いてらっしゃいますので、大半の委員が、出来る事なら諮問を先に導入ありきではなくて、前段から問う形たちにしてくれたら、意見が出しやすいんだという部分だと思うんですが、再度確認させて下さい。その部分についての見通しが、我々想像してる部分ですから、諮問の最初の文言も含めて、ここの要請だということで一度引っ込めて、直して、出すということは出来ませんか。

館 長 出来ません。

議 長 それが、出来ませんとなったときに、ここの話がストップしている事によって、議会が待ってくれる云々ということには、ならないですよ。

館 長 おっしゃるとおりだと思います。

委 員 それはおかしいんじゃないですか。工程表どおりにやらないのは、市の上の方の問題でしょ。そのしわ寄せを、我々が受けるというのは、筋違いだと思います。行政がきちっとやっていないもののしわ寄せを、どうして我々が受けなきゃならないんですか。

議 長 私が言っているのは、委員も先ほどおっしゃっていたように、私達がこれを出さない事によって、そのまま、済まされてしまわないかという危惧です。

委 員 それはありえないと思います。だって、社会教育委員会だって、まだ何もしてないんだから。社会教育委員会がやるっていうことになったら、社会教育委員会の方から、進め方について疑義が出るでしょう。図書館協議会が反発してまで、強引に進めた事が、時間通りできるはずが無いだろうと。もう、2年遅れているんです。2年遅れていることを、2ヶ月でやれという事がありえない。それでもし、そういう意見が出てくれば、私ども協議会は、堂々と経緯を説明すれば良い。それに当然、協議会内容の議事録は、公開されているんだから、これが我々の責任かどうか、それぞれの市民に問うて、意見を募れば良いんです。その為に公開があるんだし、公開されるのも、協議会の内容が指定管理者制度導入に関してきてからなんです。それまでは、こんな議事録の公開もなかったんです。だから、議論のあり方が市民に見えて、問題のありかが、どこにあるかがはっきりすれば、それも方法だと思います。とにかく、館長から出てくるのは、変えられない。時間はその通りでやって欲しい。行政の中間管理

職としては、それを言わざるを得ない。だから、元々無理なお願いなんです。一旦、諮問された物が、事前に打合せもなしで出てきて、行政側がそれを引っ込められないのは。我々は、それを出された事によって、2か月でやって、後からいい加減な協議会だ。市民の将来、何十年渡る問題を、2ヶ月で出して、非難されるのは私どもだと思います。

議 長 ほか、いかがですか。私も進めてる側なんで、皆さんの意見を尊重しながら思っているんですけども、私はまとめて出したほうが、良いんじゃないかなという感覚があるんですね。それは、確かに無理な事を言われているのは、分かっているんですけども、この2年間を無にしないでというのは、再三言っておりますから、この2年間の理想の図書館像としてまとめられたもの。新しく委員になられた、委員から出されているもの。それらが、図書館協議会の基本的な意見なんだという事で、お示しするのが、私としては得策じゃないかという気がしているんです。

委 員 教育委員会にですか。

議 長 もちろん、館長にです。館長に、これが図書館協議会の意見ですということ、教育委員会にしっかりと伝えていただく。そして、我々の声として反映させてくれという、お願いをすることが、得策ではないかと自分的な感覚では、考えております。もちろん聞いた中で、一枚岩になるということは、考えられないんで、大半がこういう意見ですよ。しかし、こういう意見もありますと付けたりしながら、一番大事にしないではいけないのは、私がこの場に立って、最初に言っているように、2年間の話を無駄にしたくないという委員が、たくさん居ましたので、そこの部分は大事にすべきかなと思っています。そういうことからすると、協議会の意見としては、ほぼまとまっていると言え、まとまっているのかなという気がしている訳なんですけども……。ほかにもご意見あればお願いしたいんですけども……。

委 員 実際問題。議長、20日までに可能ですか。議長ご自身で運営をして、取りまとめが出来ますか。

議 長 今、言ったのは、まずその方向でとなった時に、それでも考えて9月20日大丈夫かというのは、思ってた事なんです。だけど、ストップする云々ということにはならないかなと。一度返しました。でも、受けませんとしていても、刻々と時間だけが過ぎていくだけかなという気がしています。

委 員 私は、時間的に無理だと思います。夏休み、後何回出来ますか。今日決めるだけでもだいぶ揉めて、もうお盆前無理ですよ。お盆明けも何回できますか。はっきり言って、函館まで3時間で行って、戻って来いってというようなもので

すよ。そんな事、言う方がどうかしてるんだし、我々としても会える時間が限られていたら、初めから無理じゃないですか。

議長 無理だということで、どうしましょうか。

委員 もうちょっと申しあげますと、仮にワーキングを作ります。ワーキンググループで試案を作って、提示して、話し合いをして、修正して、最低3回から4回、会議が必要です。責任を持った答案を出すまでに……。その間にワーキンググループ、誰が3回、4回と集まる事が出来ますか。それとも、皆さん全員で答申文案作りますか。そうしたら、5回、6回やらないと無理だと思います。9月20日までに、後何週ありますか。毎週やったって出来ません。

議長 ちなみに、ワーキンググループ報告で、どれくらいの期間掛かっているんですか。

委員 あれは、最終的に3ヶ月くらい掛かっています。会議としては4回やっています。

委員 結局10時11時までなっちゃうことも、ありましたし……。分かったのは、調べれば調べるほど、図書館業務というのは、多岐にわたっていて、街づくりも含めて大事な施設であり、大事な施設に市民が育てあげていかないと、良い街づくりは出来ないんだなあと概ねそういうことですね。ですから、やればやるほど、大変になってくるという印象の中で、ワーキンググループも進んだと思います。

議長 再調べではないという前提では、いたいと思います。新しく調べ直すということではなく。元になる物が、あるという前提です。それは、理想の図書館ということだと思います。それに、新しい委員が入って加わっていく部分が、若干なりともあると思いますけれども……。

委員 いや、議長、そうおっしゃるけど、そんな簡単なものじゃないですよ。あり方が、問われているんですよ。問われたあり方の一つ一つが、それでやれるのかは、チェックしないとだめですよ。後で、協議会が良いと言ったじゃないかと、責任は協議会に掛かりますよ。ですから、それだけの責任が内容として、持てるのかどうか……。私はそう思います。それを、仮に手分けして、何人かでグループで分けたとしても、一人一人がそれぞれの項目の、責任を持たなければいけない。この部分は、誰が試案を作って、了承が得られた。それが、答申です。了承が得られない場合には、一部異論があったという形で、答申を出さなければいけない。ですから、それだけのチェックを、誰が、いつの時間で出来るかということが、出てくると思います。

議 長 言われている事は、その通りだと思うんですよ……。どういたしましょう……。

館 長 工程的に、無理があるというご意見分かります。先ほども、お話をさせていただいたんですけども、まだ先の話といえども、説明の中にあつた具体的な内容に入っていかなければならない時期に来ております。それが、何日なら大丈夫かという部分は難しいかと思いますが、ご理解をいただければと思います。取りまとめの作業、文書がだめだとなれば、別なんですけども、そういったことを事務局としてやることは、事務局の業務でもありますから、こういうふうにとまとめれば、まとめた物を皆さんにご提示し、それをまた直していくという作業は、やりたいとは思っていますので、そこら辺はご理解いただければと思います。

委 員 図書館協議会と事務局は、まったく違うものだと思いますので、それはやっぱり筋違いだと思います。そこは、我々も作業が大変であっても、そのことはすべきだと思います。

委 員 やはり、理想の図書館像は、描いた餅であつて、それを具体的に指定管理の導入について、聞かれている訳ですから、委員がおっしゃったように、一つ一つ項目を、筋立てて検討し精査して、腹案を作り、腹案を協議会に掛けてという流れを考えると、9月20日は、無理だと思うんですよ。後ろの尻尾あわせだけで、適当な物を作ってしまうと、今まで委員としてやってきた以上、無責任な態度になると思うんですよ。

議 長 図書館の方から出されている日程については、言葉は悪いですけど、無視をして、やりますか。

委 員 現実問題やっぱり無理ですね。

議 長 今の所までの確認ですが、まず、返上すべきかという委員からの意見ですけども、返上については、得策ではないのではないかと……。いうことでよろしいですか。それで、大方の意見は、大体匂い的には、みんな分かっているんですけども、きちんとしたものを作るためには、時間が掛かる。誰かがやらなければいけない。時間は無視する部分が出てくるかと思いますが……。そういう形で、進めさせていただいて、よろしいですか。そして、非常にその部分について、出され方には不満はあるけれども、出来るだけ早い段階でまとめて、答申として示すということで、ご了解いただけますでしょうか。現実的な問題として、誰がどうまとめるかという部分になってくるんですが、みんなで手分けしてって言っても、中々大変なんだろうなと思います。前回も同じような会

話をしたと思うんですが、やはりワーキンググループを作る形でしょうかね。委員どうですか。

委員 　ただ、4人のうち2人が変わっておりますので、今、残っているのは2名ですし、新しい委員も入っておられるので、やはり手を挙げて、新しく組替えることが必要かなと思います。

議長 　前は4名ですか。あまり細分化しても、まとまりなくなるといいますか、そういうこともあって4名くらいという線で、絞ったんでしょうか。そういうような進め方をさせていただいて、よろしいですか。4名くらいで、今までの理想の図書館像など、出された意見を反映させながら、答申という形でまとめていく。その方向性は、皆さん分かっているとおり、指定管理が先にありきには、非常に危惧があるという方向性でまとめていく。そういうことで、よろしいですか。

<ワーキンググループ委員選定>

議長 　まず、私を含めた3人の委員で相談させてもらいながら、お願い電話が行くかもしれないという事で、させてもらっていいですか。

委員 　はい。よろしくお願いします。

議長 　そして、作業日程などの部分が出てくるかと思うので、次回が何時になるのかという事は、事務局の方を通じて、また、連絡をするということで……。

委員 　主だった人数がいますので、少なくとも少し先の見通しの日にちだけでも……。

議長 　ただですね。ちょっと話をしてみないと、どの程度で、たたき台ができるのかということも、見通し経たないんじゃないかなと思っていたんです。

委員 　ということは、たたき台を作らないと、今後は開かないということですか。

議長 　どうですか。前ははどうしてたんですか。

委員 　結局、このあと問題なのは、この前の時もそうなんですけれども、出席率が低いんです。3人、4人というのも当たり前だったんです。その人数で、協議会全体の意見として、まとめていいのかどうかという……。ですから、日程をどう調節するのかという部分が……。

議 長　　その部分は、私自身も含めて、今ここで話しても、その部分の目処すら立たないので、ちょっと打合せさせていただいて、ワーキンググループで、こういう方向で進みましょうとしたとして、その日程については、大体この辺ということで、事務局の方で、出来るだけたくさん集まる日ということで、セットさせていただいてということで、進めさせてもらえませんか。よろしいですか。

議 長　　そういうことで、決まった3人で打合せさせていただいてと思いますので、よろしくをお願いします。長くなって、申し訳ありませんでした。後、よろしくをお願いします。

委 員　　ちょっと一つだけ。市の工程表の載っている52ページ。ここにですね、右脇に効果額1,803万円という数字が、出ているんですが、間違いありませんね。

館 長　　一番最初に、委員から問い合わせがありました。お手元にあるのが、行政改革推進室のホームページで示しているプランです。なぜ、問題になったかという、図書館のホームページでは、効果額合計1,803万円が削除されているという事で、その意図は何かという質問がありました。併せて、1,803万円の根拠についても、求められました。そういうことで、説明をさせていただきましたけれども、私の判断で削除したという事で、お詫び申し上げました。そして、1,803万円の積算根拠については、十分調査もしないまま、無責任な回答をしてしまったという事で、当初22年度の計画段階に、人件費ということで積算した内容になっております。その当時、図書館では、正規職員、嘱託職員等23名がおり、それに合わせた形で、基準管理費用を作成する上での基準表を照らし合わせ、管理的業務、事務的業務、専門的業務、年齢階層によって決められています。それに基づいた、人件費給与だけで約390万円。それに法定福利費60万円を含めた450万円。それかける人数23人分の人件費と、当時の人件費12,153万円の差し引きが効果額として示されていたという事であります。その説明資料として提出させていただきました。

委 員　　それは、館長の前の話ですね。

館 長　　来る前というか、22年度の段階で教育委員会で積算しています。

委 員　　ということは、館長がいくら否定されても、基本的に図書館の指定管理者導入においては、サービス向上は開館時間、日数の延長で、最終的にもくろんでいるのは財源の削減という事ですね。

館 長　　先ほども申し上げたとおり、工程の中で、効果額を示すという事でありますので、あくまでも計画段階ということですので、ご理解いただきたいと思いま

す。私がお迷惑をお掛けした部分もあるかと思いますが、細かな課題整理の中で、多少変わってきた部分もありますので、先ほど申し上げたとおりご理解いただきたいと思います。

委員 現状じゃなくて、振り出しが何処だったかという部分の確認です。つまり、真剣に図書館を、考えた事による計画じゃなくて、振り出しは非常にお粗末な計画から始まって、その尻拭いが今、来ているという認識を我々持たないと、不都合さが全面に出てきているのに、納得出来ないじゃないですか。非常に高い目標があって、そのためにやるんだったら、いくらでも力を惜しみません。しかし、やる事がずさんな中で、急いでやれといわれても、中々良い仕事は出来ません。ですから、その辺を確認しておく必要があっただけです。どうもありがとうございました。

議長 それでは、長い時間ありがとうございました。

副館長 本日は、長時間に渡り、お忙しいところ大変ありがとうございました。これで終了させていただきます。

館長 どうもありがとうございました。

閉会 20:00

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

谷口 佳子 副会長

岡田 房子 委員

齋藤 健二 委員

中村 峰子 委員

林 晃平 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

石井 之博 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

◎委員

伊藤 文人 委員

鈴木 一恵 委員

長谷川 博一 委員